平成２８年（フ）第３３５２号
東京都世田谷区宇奈根１丁目12番18号
破産者　合同会社謝花宇奈根
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５０５号
東京都大田区蒲田５丁目36番５号　第10ビル６階
破産者　ピュアエレクトロニクス株式会社
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５０６号
東京都大田区蒲田１丁目７－31－211
破産者　伊藤　達彦
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９６０号
東京都江東区亀戸２丁目１－21－303
破産者　木村久美子
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０１５号
埼玉県草加市瀬崎１丁目３－49－102
破産者　柿崎　　徹
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０１６号
埼玉県草加市瀬崎１丁目３－49－102
破産者　柿崎　幸子
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０６７号
埼玉県草加市花栗４丁目７－40
破産者　黒石　光司
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０９２号
東京都中央区東日本橋２丁目４－５－302
破産者　長井　　真
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１６２号
東京都大田区久が原１丁目30－12－101、開始決定時の住所東京都大田区上池台２丁目37－11　ＮＫホームズＢ棟201
破産者　竹永　　隆
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１７８号
東京都中央区日本橋中洲７－６－502
破産者　加藤　丈幸
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２３５号
東京都台東区清川１丁目23－１－301
破産者　宮澤　俊明
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５４５２号
栃木県小山市城東３丁目22－８、開始決定時の住所千葉県習志野市花咲２丁目７－11
破産者　長野　行泰
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３５１号
東京都中野区江原町２丁目28番10号　マノー新江古田701号
破産者　有限会社Ｆプロジェクト
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３５２号
東京都練馬区大泉学園町８丁目30－11－201
破産者　深澤　清一
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８８４９号
東京都渋谷区幡ヶ谷３丁目80番10号
破産者　株式会社ボルテックスインターナショナル
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８１号
東京都墨田区八広２丁目49－１－403、開始決定時の住所東京都墨田区千歳２丁目５－５－803
破産者　城　　秀和
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９４号
東京都渋谷区代官山町20番23号
破産者　株式会社エヌ・アンド・テイ・アーキテクツ
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１０号
東京都品川区南大井６丁目17番７号
破産者　産業エンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８８号
東京都杉並区善福寺３丁目25－12－102
破産者　君塚　　崇
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０６１号
東京都新宿区百人町２丁目15番１号
破産者　株式会社ａｔ　Ｇｒａｃｅ
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０６７号
東京都北区豊島５丁目４－２－307
破産者　岡　　成生
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１００号
東京都府中市小柳町５丁目33－17
破産者　大村　一夫
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部